

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成30年 月 日

（名称）山陽小野田市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
山陽小野田市 地域内フィーダー系統確保維持計画 （計画期間：平成31年度から平成33年度まで）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>山陽小野田市では、鉄道や路線バス、コミュニティバス等が運行されており、地域住民の日常生活における移動手段の確保を図っているが、高齢化の進展や合併に伴う生活圏域の広域化等により市民の移動ニーズは多様化しており、こうしたニーズに対応した効率的、効果的な公共交通サービスの構築が急務となっている。</p> <p>厚狭北部地域においては、マイカーの普及や人口減等に伴う利用者の減少を受けて民間事業者による路線バスが運行廃止となり、市が主体となって民間委託による「厚狭北部便（コミュニティバス）」の運行を開始したが、利便性が低く、利用者は減少傾向にあった。一方、高齢化等によりマイカーを利用できず、日常生活における移動に支障をきたす高齢者は増加することが予想され、地域に適した効果的・効率的な移動サービスの提供が課題となっていた。</p> <p>このような中、本市では、平成25年2月に公募に応募した市民18名からなる山陽小野田市まちづくり市民会議「デマンド交通検討部会」を立ち上げ、市の公共交通不便地域における市民の公共交通手段について協議を重ねたほか、平成26年3月に交通事業者や住民の代表、行政関係者等で組織する「山陽小野田市地域公共交通会議」を発足させ、厚狭北部地域にとって望ましい公共交通のあり方について検討を行い、地域内フィーダー路線として、当該地域でデマンド型乗合タクシーの運行を開始することとした。</p> <p>（松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線）</p> <p>平成27年1月より地域公共交通確保維持事業費補助金を活用し、朝夕の通勤・通学時間帯以外（平成27年4月以降、通学時間帯以外の厚狭北部便廃止）の交通空白時間帯に、高齢者や児童・生徒など、マイカーを自由に利用できない地域住民の通院・買い物等を中心とした生活を維持するため、デマンド型乗合タクシーを運行している。広域的な移動を含め、円滑な日常生活の実現には、地域の周辺部から幹線に繋がる結節点までの地域内フィーダー路線を確保していくことが不可欠であり、公共交通の利便性向上を図っていく必要がある。平成31年度の運行（平成31年1月運行開始）からは、公共交通不便地域である4自治会を新たに対象地域として追加し、公共交通不便地域の解消に努める。</p> <p>（湯の峠・陽光台・山川線）</p> <p>平成27年1月より地域公共交通確保維持事業費補助金を活用し、バス路線から離れた交通空白地帯に居住する高齢者や児童・生徒など、マイカーを自由に利用できない地域住民の通院・買い物・通学等を中心とした生活を維持するため、デマンド型乗合タクシーを運行している。広域的な移動を含め、円滑な日常生活の実現には、地域の周辺部から幹線に繋がる結節点までの地域内フィーダー路線を確保していくことが不可欠であり、公共交通の利便性向上を図っていく必要がある。平成31年度の運行（平成31年1月運行開始）からは、公共交通不便地域である7自治会を新たに対象地域として追加し、公共交通不便地域の解消に努める。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

1日あたりの利用者数を**31人以上**とする。

【利用者数（目標）】

年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	昨年度実績
利用者数	31人以上	32人以上	33人以上	21.82人

平成29年度（10月～9月）における松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線と湯の峠・陽光台・山川線の両路線を合わせた1日当たりの利用人数は、約22人であった。**利用者については、運行開始から徐々に増加傾向にあり、また、平成31年1月からは運行エリアを拡大することも考慮し、平成31年度以降の目標値を設定する。**

(2) 事業の効果

- ・高齢者や児童など、マイカーを自由に利用できない住民の日常生活（通院や買物等）における移動手段が確保できる。
- ・結節点をJR厚狭駅とすることで、鉄道や広域路線バス、地域間幹線系統バスとの接続により、市街地などへの広域的な移動手段が確保できる。
- ・地域住民（特に高齢者）の外出機会の増加につながり、住民の健康福祉の増進、地域の活性化に寄与することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・デマンド型交通対象地域の住民に対し、継続的な事業周知や利用啓発を実施する。
(実施主体：市、運行事業者)
 - ・利用者ニーズの把握に努めるため、現在の利用者に対する聞き取り調査等を実施し、利用促進に繋がるよう、ニーズに基づいた運行内容への変更を検討する。
(実施主体：市、運行事業者)
 - ・事業者と連携したバス教室の開催や出前講座等を通じて、学校や地域団体等にモビリティマネジメントを実施する。(※年間5回程度を想定)
- ※山陽小野田市地域公共交通網形成計画 P69～P71 参照
(実施主体：市、運行事業者)
- ・鉄道や路線バスも含めた市内の公共交通ネットワークが一目で分かるような公共交通マップの作成、及びホームページにおける情報提供の充実を図る。
※山陽小野田市地域公共交通網形成計画 P66 参照
(実施主体：市)
 - ・**現行のデマンド型交通対象地域に近接する公共交通不便地域について、運行エリアの拡大により交通手段の確保を図る。**
(実施主体：市)

<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表1」添付</p> <p>○「表1」添付資料</p> <p>①運行系統図</p> <p>②厚狭北部地域デマンド型交通運行計画</p> <p>③参考資料（1回当たりサービス提供時間）</p> <p>○補助要件の具備</p> <p>①要綱別表7のロ…別添「厚狭北部地域デマンド型交通運行計画」参照</p> <p>②要綱別表7のハ…平成27年1月から3月までは周知期間のため、厚狭北部便と平行して運行したが、平成27年4月からは厚狭北部便を減便し、厚狭北部の交通空白時間帯に運行している。</p> <p>③要綱別表7のニ…前年度に続き本補助金制度を活用するもの</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>市が事業者へ運行を委託するため、補助対象経費同額を委託料として市が負担する。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>新興タクシー株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認められた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>

<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

17. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 26 年 3 月 27 日 (第 1 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通会議の設立について ・厚狭北部地域等におけるデマンド交通の実証運行について協議
平成 26 年 6 月 23 日 (第 2 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について ・厚狭北部便の減便について
平成 26 年 9 月 29 日 (第 3 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者決定に伴う、平成 26 年度山陽小野田市生活交通ネットワーク計画の修正について ・道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が整っていることの証明について
平成 27 年 3 月 23 日 (第 4 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について ・厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について ・厚狭北部便のダイヤ改正について
平成 27 年 6 月 22 日 (第 5 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域内フィーダー系統確保維持計画について
平成 27 年 7 月 30 日 (第 6 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について
平成 28 年 1 月 12 日 (第 7 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（デマンド型交通（地域内フィーダー）の事業評価について ・デマンド型交通の目的地（駐車場所）の改善について
平成 28 年 2 月 5 日 (第 8 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通網形成計画骨子案について
平成 28 年 2 月 12 日 (第 9 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通網形成計画骨子案について
平成 28 年 3 月 29 日 (第 10 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通網形成計画について ・監事について
平成 28 年 4 月 13 日 (第 11 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）に関する事業評価について
平成 28 年 6 月 22 日 (第 12 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域内フィーダー系統確保維持計画（生活交通確保維持改善計画）について
平成 28 年 12 月 28 日 (第 13 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統補助）に関する事業評価について
平成 29 年 3 月 22 日 (第 14 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通網の再編について ・厚狭北部便（コミュニティバス）の利用状況について ・厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について ・公共交通網形成計画の目標と現状値について
平成 29 年 7 月 19 日 (第 15 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・厚狭北部便の運行計画について
平成 30 年 1 月 12 日 (第 16 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内バス路線の再編について ・山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（デマンド型交通（地域内フィーダー）の事業評価について

平成30年6月28日 (第17回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・労災病院への路線バスの乗入(増便)について ・公共交通不便地域の考え方について ・運転免許証返納者への対応について
平成30年10月11日 (第18回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
18. 利用者等の意見の反映状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年2月～平成25年4月、山陽小野田市まちづくり市民会議「デマンド交通検討部会」を開催(合計6回)し、市民の公共交通手段について協議した。 ・平成25年12月、自治会長及び民生児童委員へのアンケート調査を実施し、移動ニーズや利用意向等を把握し、運行計画に反映した。 ・平成26年2月、既存の厚狭北部便の利用者に対して聞き取り調査を実施し、見直しにあたっての意向等を把握した。 ・平成26年3月、地域公共交通会議の構成員として公募市民が参加した。 ・平成26年5月、住民説明会を計3回開催した。 ・平成26年10月～12月 運行エリア内の全26自治会にて利用方法や登録方法について説明会を開催した。 ・平成27年10月、デマンド型交通について、運行エリア住民を対象にアンケート調査を実施したところ、JR厚狭駅周辺の個人病院への乗り入れの要望があったため、目的地に個人病院を追加できるよう関係機関と協議・調整を開始した。 ・平成29年2月、運行事業者と意見交換会を実施。運転手から、利用者ニーズや日頃の運行概要について聞き取りを行い、平成29年10月からの運行ダイヤを改正した。 ・平成29年5月、利用者ニーズの高かった医療機関等への乗り入れについて、運行区域内の医療機関等に対して個別に協力を依頼し、平成29年10月から17箇所(※)を新たな乗降ポイントとして追加した。(※郵便局及び医療機関16箇所) ・平成30年7月、現行のデマンド型交通運行区域に近接する公共交通不便地域に対して、ニーズ調査を実施した。 	
19. 協議会メンバーの構成員	
交通事業者・交通施設管理者等	船木鉄道株式会社 サンデン交通株式会社 宇部市交通局 山陽小野田タクシー協会 中国地方整備局山口河川国道事務所宇部国道維持出張所 山口県宇部土木建築事務所 山陽小野田警察署
地方運輸局	中国運輸局山口運輸支局
その他協議会が必要と認める者	山口大学教授 山口東京理科大学教授 小野田商工会議所 山陽商工会議所 公募市民(3名) 船木鉄道株式会社労働組合代表
山陽小野田市	経済部長 都市計画課職員

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山口県山陽小野田市日の出一丁目1-1

(所属) 山陽小野田市経済部商工労働課

(氏名) 工藤 歩

(電話) 0836-82-1156

(e-mail) shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

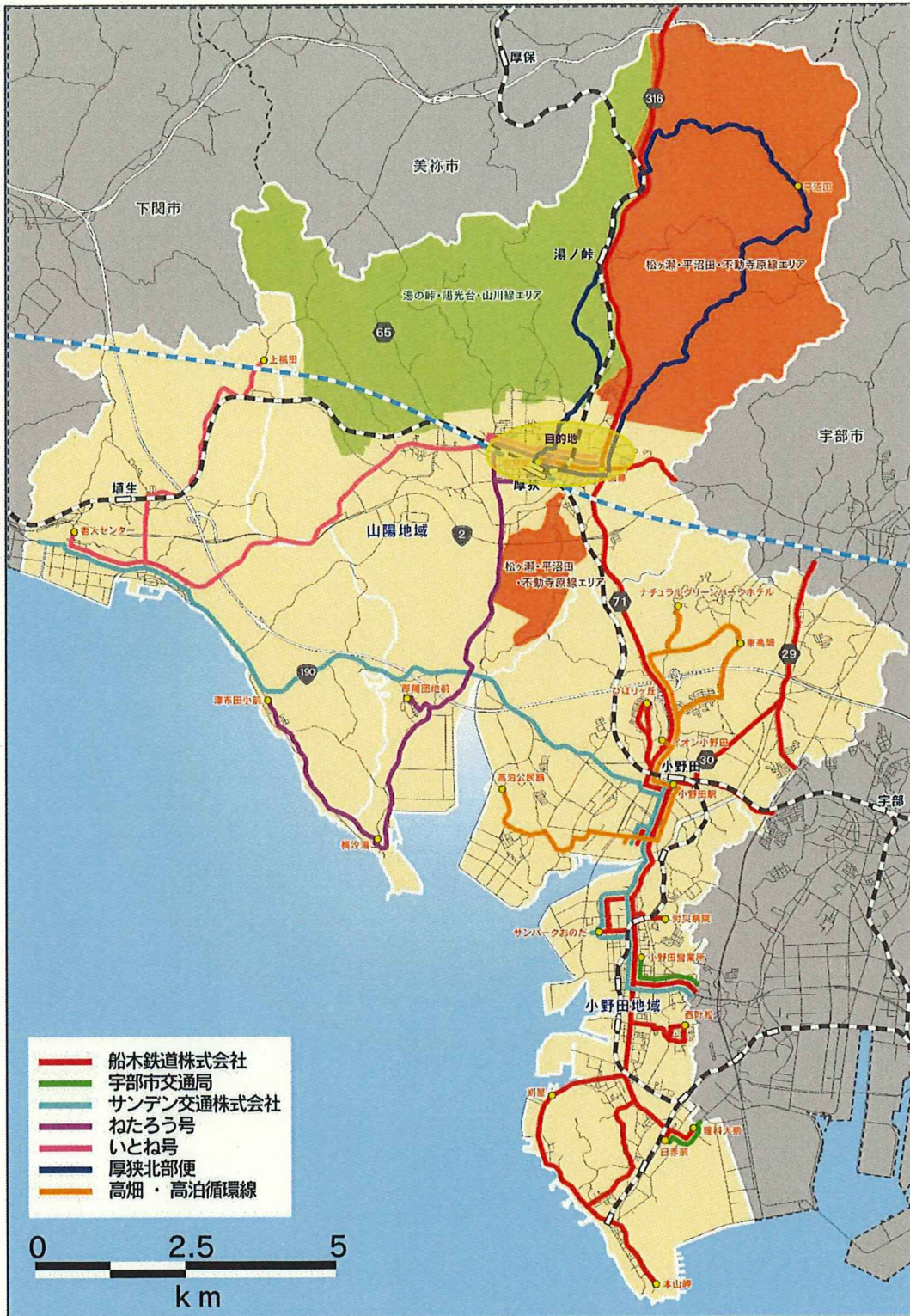
30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
山陽小野 田市	新興タクシ- 株式会社	(1) 厚狭北部地域デマンド1		厚狭北 部地域		往 復 km km	143日	858回		①	・地域対象地域間幹線系統と接続(熊本 鉄道(株):厚狭駅~厚狭中央系統と 厚狭駅停留所にて接続) ・東側に通じたダイヤの設定	③
		(2) 厚狭北部地域デマンド2		厚狭北 部地域		往 復 km km	143日	858回		①	・地域対象地域間幹線系統と接続(熊本 鉄道(株):厚狭駅~厚狭中央系統と 厚狭駅停留所にて接続) ・東側に通じたダイヤの設定	③
	(3)				往 復 km km	日	回					
	(4)				往 復 km km	日	回					
	(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

■ デマンド型交通区域運行型路線図



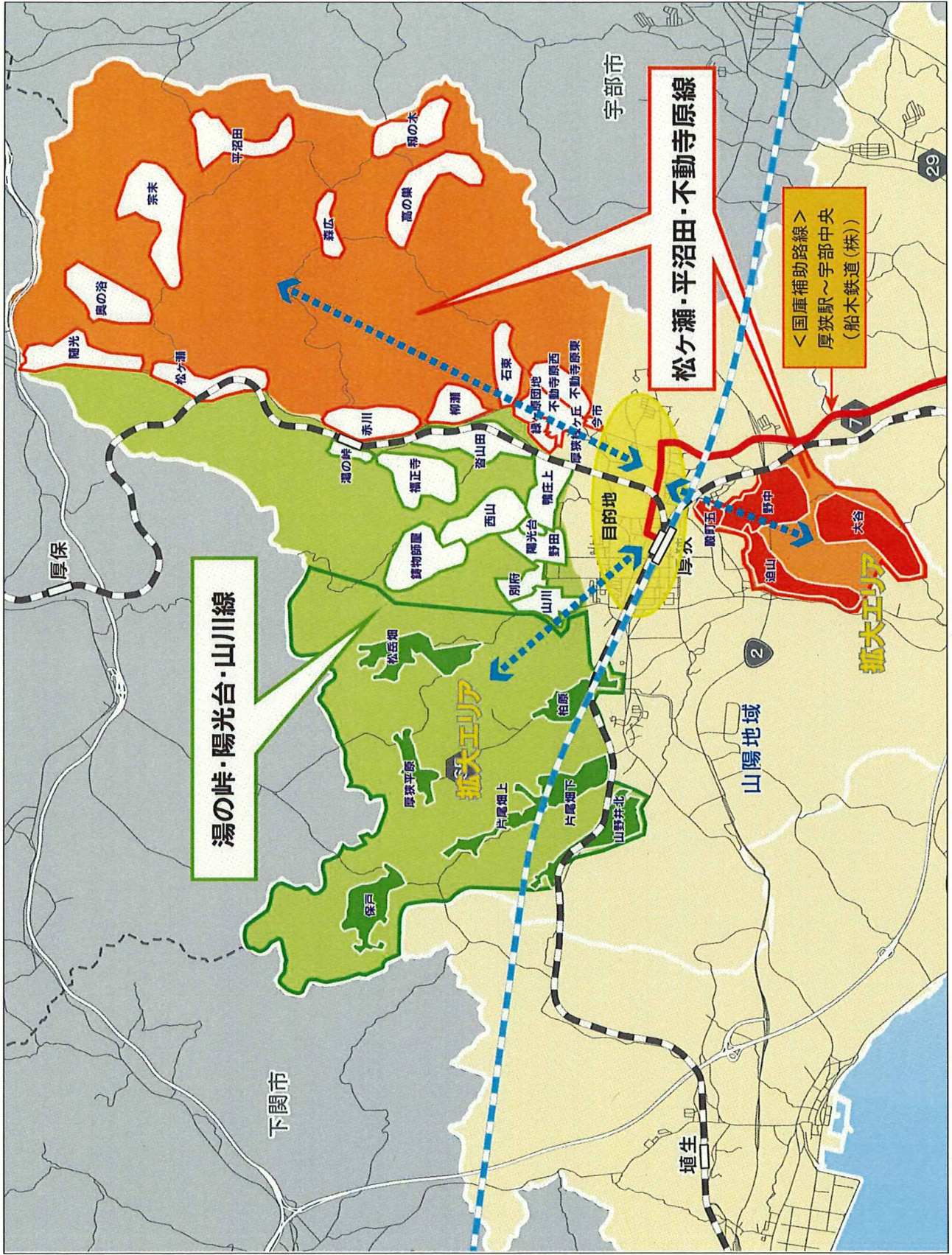
運行系統の概要一覧

平成31年度地域内ライダー系統確保維持計画

申請番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数/日	運行キロ程又は サービス提供時間	結節点(バス・駅・港等)	運行態様	備考
1	新興タクシー株式会社	松ヶ瀬・平沼田 ・不動寺原線	厚狭北部1	月水金(祝日、12/29~1/3連休)	6回/日	1.1時間	地域対象地域間系統と接続(船木鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統と厚狭駅停留所にて接続)	区域運行 (デマンド型)	
2	新興タクシー株式会社	湯ノ峠・陽光台 ・山川線	厚狭北部2	月水金(祝日、12/29~1/3連休)	6回/日	1.1時間	地域対象地域間系統と接続(船木鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統と厚狭駅停留所にて接続)	区域運行 (デマンド型)	

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

■ デマンド型交通 一対象地区及び目的地—



厚狭北部地域デマンド型交通運行計画

1. 目的

- ・高齢者等、マイカーを自由に利用できない人の日常生活（通院、買い物等）における移動手段の確保
- ・地域内に存在する、一定の需要が見込めるものの既存バス路線から離れた交通不便地域に対する移動手段の確保

2. 事業主体

山陽小野田市

3. 運行主体

新興タクシー株式会社

(道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業許可取得事業者)

4. 実証運行期間・本格運行

実証運行期間 平成27年1月5日～平成27年9月30日

本格運行 平成27年10月～

5. 対象エリア・対象者

次の37自治会範囲内に居住する住民のうち、事前に利用登録を行った者を利用対象者とする。

<対象エリア>

松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線

柳瀬、赤川、松ヶ瀬、随光、奥の浴、宗末、平沼田、森広、高の巣、粳の木、石束、不動寺原西、不動寺原東、緑ヶ原団地、厚狭緑ヶ丘、今市、**殿町五、迫山、野中、大谷**

湯の峠・陽光台・山川線

湯の峠、福正寺、沓山田、鴨庄上、西山、鋳物師屋、陽光台、野田、別府、山川、**松岳畑、柏原、厚狭平原、片尾畑上、片尾畑下、山野井北、保戸**

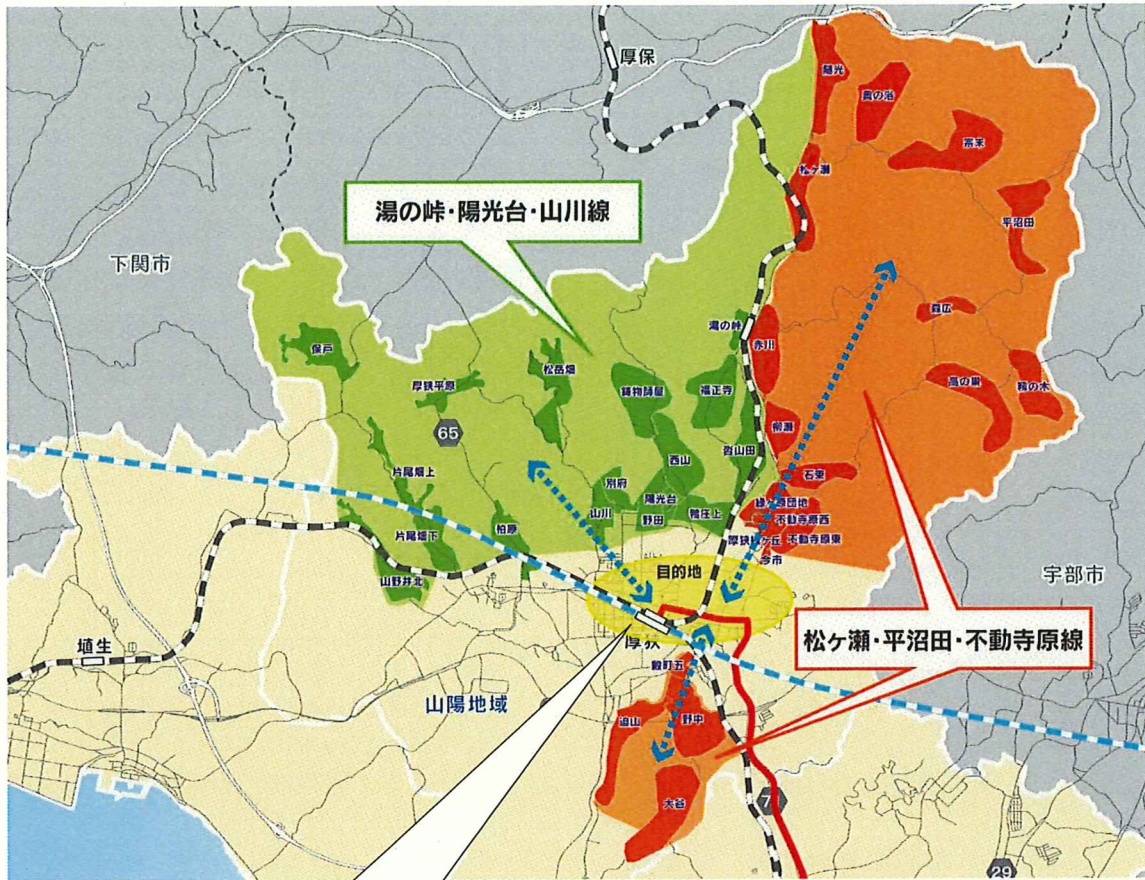
<目的地側の乗降場所>

別表にて示すとおり

【別表】

デマンド型交通乗降場所	
1	厚狭駅(在来線口)
2	厚狭駅(新幹線口)
3	厚狭地区複合施設
4	不二輸送機ホール(山陽小野田市文化会館)
5	山陽勤労青少年ホーム
6	マックスバリュ厚狭店
7	ウエスタまるき厚狭店
8	J A山口宇部厚狭支店
9	丸久厚狭店
10	厚狭郵便局
11	あさ歯科クリニック
12	厚狭セントヒル泌尿器科
13	あさひクリニック
14	いとうクリニック
15	河野内科
16	河村医院
17	久保整形外科医院
18	紫苑リハビリ内科クリニック
19	しもかど歯科
20	田中としろう眼科
21	たみたに内科・循環器科
22	てらい内科クリニック
23	耳鼻咽喉科伯野医院
24	はせがわ耳鼻クリニック
25	吉武医院
26	吉武内科クリニック

【対象エリア図】



目的地側乗降場所の拡大



6. サービス内容

①運行形態

予約乗合（デマンド）型 ※ドア・ツー・ドア方式（基本ダイヤあり）

②運行日

月・水・金曜日（年末年始 12/29～1/3、祝日は運休）

③運行便数

3往復／1日

松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線 ※予約状況に応じて、経路①、②を効率的に運行

○経路①

上り

	1便	2便	3便
随光	8:00	9:00	13:30
平沼田	↓	↓	↓
粃の木			
今市			
厚狭地域中心部	↓	↓	↓

下り

	1便	2便	3便
厚狭地域中心部	10:30	11:30	15:00
今市	↓	↓	↓
粃の木			
平沼田			
随光	↓	↓	↓

○経路②

上り

	1便	2便	3便
大谷	8:00	9:00	13:30
野中	↓	↓	↓
殿町五			
厚狭地域中心部	↓	↓	↓

下り

	1便	2便	3便
厚狭地域中心部	10:30	11:30	15:00
殿町五	↓	↓	↓
野中			
大谷	↓	↓	↓

湯の峠・陽光台・山川線

上り

	1便	2便	3便
湯の峠	8:00	9:00	13:30
鴨庄上	↓	↓	↓
鋳物師屋			
山野井北	↓	↓	↓
厚狭地域中心部	↓	↓	↓





下り

	1便	2便	3便
厚狭地域中心部	10:30	11:30	15:00
山野井北	↓	↓	↓
鋳物師屋			
鴨庄上	↓	↓	↓
湯の峠	↓	↓	↓

④運行車両

- ・ 運行事業者所有の 10 人乗りジャンボタクシー車両で運行することを基本とするが、事業者が自社の営業で当該車両を使用する予定がある日は、セダntaxi車両（複数）で運行する。
- ・ 便ごとの予約者数が基本車両の乗車定員を上回る場合は、追加車両（セダntaxi車両）で続行便を運行する。
- ・ 事故等緊急時の対応のため、事業用の車両を確保する（基本車両 1 台、他 予備車両 5 台確保）。

表 運行車両のイメージ

基本車両（1 台目）	追加車両（予約人数が基本車両の乗車定員を超える場合）
ジャンボ 	セダン 
ジャンボ 	セダン 

⑤運賃

1 乗車 300 円

※利用促進策として回数券を発行する

<割引等>

- ・ 1 歳未満は無料
- ・ 1 歳以上小学生以下は 150 円
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、及びこれらの者を介助する者は 150 円

<回数券>

- ・ 300 円×11 枚綴り（販売価格：3,000 円）
- ・ 150 円×11 枚綴り（販売価格：1,500 円）

⑥予約受付時間、各便の予約締切時間

- ・予約受付時間は6時～18時
- ・各便の予約締切は運行開始の30分前

例) 9:00 運行開始の便 → 当日8:30が予約締切

